

児童虐待・虐待死根絶に関する陳情書

平成 30 年 3 月 28 日提出

東京都議会議長 尾崎大介 殿

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B

03-6434-5995

特定非営利活動法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事 後藤 啓二

東京都議会議員各位の都政発展に向けましての日頃のご奮闘に心より感謝申し上げます。

憲法第 16 条、請願法及び東京都議会会議規則に則り、次の事項について陳情申し上げます。充実したご審議の後、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

1 私どもは、本年 3 月 5 日、東京都目黒区で 5 歳の結愛ちゃんが父親から虐待死させられた事件を受け、東京都知事と都公安委員会委員長あてに児童相談所と警察が全件情報共有し連携して子どもを守る取組を求める再度の要望書を提出しました。本事件は、東京都の児童相談所が関与しながら警察と情報共有せず、案件を抱え込んだまま、みすみす虐待死に至らしめた事件です。転居前の香川県では虐待の疑いで二度も一時保護され、父親が二度も書類送検され、香川県からは「虐待の危険性が高い家庭」と伝えられ、児童相談所が家庭訪問しても保護者が結愛ちゃんと会わせなかったのですから、児童相談所が案件を抱え込まず警察と情報共有し連携して家庭訪問等していれば、結愛ちゃんの命を救うことができました。東京都の児童相談所は、これまでも江戸川区海渡くん虐待死事件、葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件、足立区ウサギ用ケージ監禁玲空斗ちゃん虐待死事件等警察と情報共有せず案件を抱え込み虐待死に至らしめた事件を多数引き起こしています。私どもは平成 27 年 6 月 4 日にも、東京都知事宛てに児童相談所と警察の情報共有と連携しての活動を求める要望書を提出しました。都はそれを受け警視庁と協定を締結しましたが、警察に提供する案件はわずかに 5%に過ぎません。都がこの時点で私どもの要望を受け入れ、警察と全件情報共有し連携して活動していれば結愛ちゃんの命を救うことができました。

2 これまで、児童相談所は自ら関与しながら虐待死等に至らしめた多くの事件で「危険性が低いと判断した」旨を弁明し、目黒区結愛ちゃん事件でも東京都の児童相談所はそのように弁明しています。しかし、虐待死等重篤な事案は児童相談所が危険性が低いと判断し、警察と情報共有せず案件を抱え込んだ事案で発生しています。案件把握時にすべての情報を得ているわけでもなく、虐待の急なエスカレート、親の精神状態の悪化、暴力的な同居人の出現等の事態も珍しくありません。神ならぬ人間の身で「この案件は危険性が低いから他機関と情報共有せずとも大丈夫」との判断は傲

慢です。子ども虐待は一つの機関だけで対応できるほど甘い事案ではありません。警察等の関係機関と情報共有もせず案件を抱え込む姿勢自体が致命的な間違いなのです。

このような問題意識からアメリカやイギリスではもちろん、日本でも高知県や茨城県の児童相談所は警察と全件情報共有し連携して活動していますし、愛知県、埼玉県、大阪府等でも知事のリーダーシップの下、児童相談所と警察の全件情報共有が近々実現する見込みです。しかし、都は他機関の関与を嫌う排他的体質が強いのか、何度同様の事件が続いても、ごく一部の情報共有にとどまり、またも救えたはずの命を救えなかった事件を引き起こしています。

私どもは事件を受け、3月5日に請願事項を含む再度の要望書を提出いたしました。必要な措置・対応は執られていません。このままでは東京都内の子どもたちは、関係機関が連携・協力して子どもを守ろうとする他府県と異なり、児童相談所の案件抱え込みにより虐待死させられる危険にいつまでも曝され続けることとなります。

貴議会として本陳情をご採択いただくことにより、どうか知事のリーダーシップを促して、次の措置・対応をお執りいただきますよう、陳情いたします。

[陳情事項]

- ① 児童相談所は、把握するすべての虐待案件について警察と情報を共有する。親が面会拒否、留守等で児童の安否確認ができない、親に虐待歴あり、乳幼児健診未受診、転居して所在不明、通報先不明等迅速に児童の安全確保が必要な場合は直ちに警察に通報すること。
- ② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項に基づき児童相談所から提供を受けた虐待案件を登録し、虐待家庭に係る110番通報や相談を受け、迷子、家出の児童を保護し、事件捜査や巡回連絡の場合などにおいて、警察官が虐待家庭、被虐待児であることを念頭に児童の安否確認・保護、親への指導支援等適切に対応できるよう措置する。そして、児童相談所の一時保護等適切な処遇判断に資するため、その取り扱い状況を児童相談所に速やかに通報すること。
- ③ 区市町村に対し、所在不明の児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局、関係市町村、児童相談所、警察等との間で必ず情報を共有し、児童の所在調査、目視での安全確認を行い、面会拒否等の場合は直ちに警察に通報するよう周知すること。また、不登校事案についてもこれまで凄惨な虐待事例が起きていることを念頭に、関係機関で必要な情報共有の上連携して児童の安全を確保すること。
- ④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、警察に連絡の上、警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者の有無、保護者等の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、児童に危険が及ばないか十分に調査すること。また、一時保護等を解除し、児童を家庭に戻す場合には、事前に警察、区市町村、保育園、学校、病院等と協議し、連携して適切な頻度での家庭訪問等の計画を定め、児童の安全確保を図ること。

- ⑤ 都は、要保護児童地域対策協議会の実務者会議に地元警察を構成員とし、虐待案件をもれなく部内及び警察等関係機関と情報共有を図るよう、区市町村に求めること。
- ⑥ 児童相談所は区市町村、警察とともに、すべての虐待案件につき情報共有の上連携して事案に応じて適切な頻度で家庭訪問し、各機関が把握した情報を他機関と常に共有しつつ、児童の安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ措置をすること。
- ⑦ 陳情事項の実施にあたり、必要に応じ、進捗状況を都議会に報告すること。

以上